

予約採用とは、入学前に高等学校等で奨学金を予約する制度です。

該当者は、以下のスケジュールを確認し、進学後に手続きをしてください。

なお、本学入学後の奨学金に関する案内は、すべて学生専用ポータルサイト「MORIPA（※1）」よりお知らせします。

（※1）4/3（水）の新入生オリエンテーションにて、MORIPA の ID パスワードを配布します。

「スケジュール」

入学前

「高等学校等から通知済」

■ 採用候補者決定

- ・採用候補者のしおり（Ⅱ.進学前の準備【【貸与】8 ページ・【給付】3 ページ】）
- ・進学前準備チェックシート

- ◆採用候補者決定通知（右の画像の用紙）をお持ちの方で、「候補者決定」と記載されている方は、採用候補者として決定されています。
- ◆「選考結果」欄で、自身が決定している奨学金の種類が確認できます。

必ず確認し、必要な手続き等は済ませておいてください。

この通知は、奨学金の採否を決定するまでの資料であり、採否は必ず入学前届出【別紙1】をご覧ください。

令和6年度大学等奨学生採用候補者決定通知【提出用】

令和6年10月16日

登録番号	99999901-100-00999	交付書類コード = F
学年等	3年 10組	※コードにより交付される書類が異なります。別紙の欄面にてご確認ください。
出席番号	A000001	
氏名	学校用 見本 (8721234 姓)	種
	* 99999901 #5999999	独立行政法人日本学生支援機構

1. 申込内容及び選考結果

申込内容	貸与奨学金				
	第1希望	第2希望	第3希望	第4希望	入学時特別増額貸与奨学金
希望する	併用貸与	第一種奨学金	第二種奨学金	希望する	

選考結果

奨学金の種類	貸与奨学金		
	第一種奨学金	第二種奨学金	併用貸与
候補者決定	—	—	—
支援区分：第1区分	候補者決定	—	—

◎ 以下は、採用候補者のしおりの「Ⅲ.進学後の手続き」に関する内容です。

【赤枠は、学生本人による手続きが必要です】

「4月3日（水）予定」

■ 学生専用ポータルサイト「MORIPA（※1）」にて予約採用の手続きに関する案内を確認

MORIPA の学生支援課からのお知らせ「日本学生支援機構奨学金予約採用手続きについて」に掲載予定です

「4月4日（木）～18日（木）予定」 * 入学前に準備をできるものから進めてください。

■ 必要書類を提出

※作成する書類は、黒または青のボールペン（消せるボールペン不可）で記入してください。

※給付奨学金採用決定者の授業料等減免制度の申請手続きについては、上記の4/3（水）の案内にてお知らせします。

「必要書類」

全員必須	<input type="checkbox"/> 令和6年度大学等奨学生採用候補者決定通知【提出用】（要作成）
貸与 該当者のみ	<input type="checkbox"/> 「該当者」 採用候補者決定通知「2.採用候補者となった奨学金の内容について」の「入学時特別増額貸与奨学金」枠内に「日本政策金融公庫の「国の教育ローンの申込：必要」と記載されている人で、「国の教育ローン」を申し込んだが、審査の結果融資を受けられなかった方 ※詳しくは、貸与奨学生採用候補者のしおりP.18を確認してください。 ※入学時特別増額貸与奨学金を希望しない方は対象外（提出不要）です。【採用候補者決定通知】で「入学時特別増額貸与奨学金を辞退します」にチェックを入れて下さい。
	<input type="checkbox"/> 入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書（要作成） <input type="checkbox"/> 融資できないことが記載された日本政策金融公庫からの通知文のコピー ※2部ともに必要です
給付 該当者のみ	<input type="checkbox"/> 「該当者」 給付奨学金採用候補者のうち、自宅外月額を希望する人
	<input type="checkbox"/> 本人氏名の記載がある賃貸借契約書や入寮許可証等のコピー等 ※該当者は、「別紙2」自宅外通学要件確認チャート」で必要書類を確認してください。

「4月4日（木）～24日（水）予定」

■ インターネットより進学届の提出（入力）

「4月19日（金）もしくは5月16日（木）（※2）」

■ 初回振込

（※2）進学届の入力日によって、初回振込日が異なります。期限は上記の4/3（水）の案内にてお知らせします。

・初回振込日には、2024年4月からの分がまとめて振り込まれます。通帳記帳にて確認してください。

・入力内容に不備があった場合は、初回振込が翌月以降となります。

「4月初回振込者：4月下旬予定」 「5月初回振込者：5月下旬予定」

■ 採用決定に係る書類（返還誓約書等）の受領

貸与奨学生採用候補者のしおり（P.22）、給付奨学生採用候補者のしおり（P.16）に記載の書類を交付します。

「4月初回振込者：5月下旬予定」 「5月初回振込者：6月下旬予定」

■ 「貸与のみ」返還誓約書等の提出

★ 次のページによくあるご質問をまとめておりますので、ご不明な点等ございましたらご確認ください。（別紙1）

森ノ宮医療大学入学後

よくあるご質問

≪貸与・給付共通≫

Q:本人氏名が「採用候補者決定通知」に印字されたものから変更があったが、手続きはどうしたらいいか。

A:必要書類提出時に、氏名変更があった旨を申し出て下さい。「改氏名届」をお渡します。

※進学届は、採用候補者決定通知に記載の氏名で入力していただきます。

Q:複数の奨学金の採用候補者となっており、一部の奨学金のみ辞退したい。

A:進学届の画面上で一部の奨学金のみを辞退することができます。なお、一度辞退するものとして送信した後は、辞退を取消すことは一切できません。辞退入力をする際は、奨学金の必要性を十分考慮の上入力してください。

Q:採用候補者決定通知に記載のすべての奨学金を辞退したい。

A:必要書類を提出せず、進学届を入力しなければ、すべての奨学金について辞退(無効)となります。

※大学への届出は不要です。

Q:進学届入力時に一部の奨学金を辞退したが、提出後、やはり辞退した奨学金が必要となった。

A:上記の通り、進学届を入力する際に辞退した奨学金は、いかなる理由であれ辞退を取消すことはできません。在学採用で改めて申し込んでください。

※ホームページ掲載の「2」【新生・在学の方へ】大学で新規に日本学生支援機構奨学金(貸与)・修学支援新制度(給付奨学金と授業料減免)の申込を希望する方」を確認してください。

Q:予約採用で候補者決定となった奨学金に加えて、新たに奨学金を申し込みたい。

A:在学採用で申し込んでください。

※ホームページ掲載の「2」【新生・在学の方へ】大学で新規に日本学生支援機構奨学金(貸与)・修学支援新制度(給付奨学金と授業料減免)の申込を希望する方」を確認してください。

予約採用で給付奨学金が不採用となったが、再度申込を検討している方へ

今回の在学採用の給付奨学金家計基準については、予約採用時と同様に、2022年分(1月～12月)の収入等に基づいて審査がされるため、家計に関する基準が「×」となっている場合は、生計維持者の変更等がない、または多子世帯への支援対象に該当しない場合は、在学採用で給付奨学金を申し込んでも採用されない可能性が高いです。なお、二次採用(秋の在学採用)では2023年分の収入等に基づいて家計基準が審査されますので、2024年9月実施予定の二次採用で申込を検討してください。

※予約採用時から生計維持者に変更があった方は、今回の在学採用で申込みをしてください。

※2024年4月より開始する多子世帯への支援に該当する方は、今回の在学採用で申込みをしてください。

制度の詳細については、ホームページ掲載の「3」【新生・在学の方へ】【2024年4月開始】多子世帯への支援について」を確認してください。

※家計急変が生じている方は、ホームページ掲載の「4」【在学・新生の方へ】家計が急変された方」を確認してください。

Q:採用候補者決定通知を紛失したため再発行したい。

A:各自で簡易版の採用候補者決定通知を印刷することができます。印刷方法は、貸与奨学生・給付奨学生採用候補者のしおり P.6～P.7 で確認してください。

≪貸与奨学金≫

Q:奨学金の貸与月額を変更したい。

A:進学届入力時に金額変更が可能です。

※進学届入力時に変更可能な項目は、貸与奨学生採用候補者のしおり P.10、給付奨学生採用候補者のしおり P.9 に記載されています。

≪給付奨学金≫

Q:給付奨学金の候補者として決定しているが、授業料等減免の申請はどうしたらいいか。

A:必要書類提出時に、授業料等減免制度の申請および還付金を入金する口座番号をご提出いただきます。申請用紙は、4月3日(水)の案内(MORIPA)にて配信します。

不備なく進学届を入力いただけましたら、本学の事務手続きを経て、おおむね4か月以内に授業料等減免分を還付します。

≪お問い合わせ先≫

森ノ宮医療大学 学生支援課 奨学金担当(イーストポート1階)

TEL:06-6616-6911

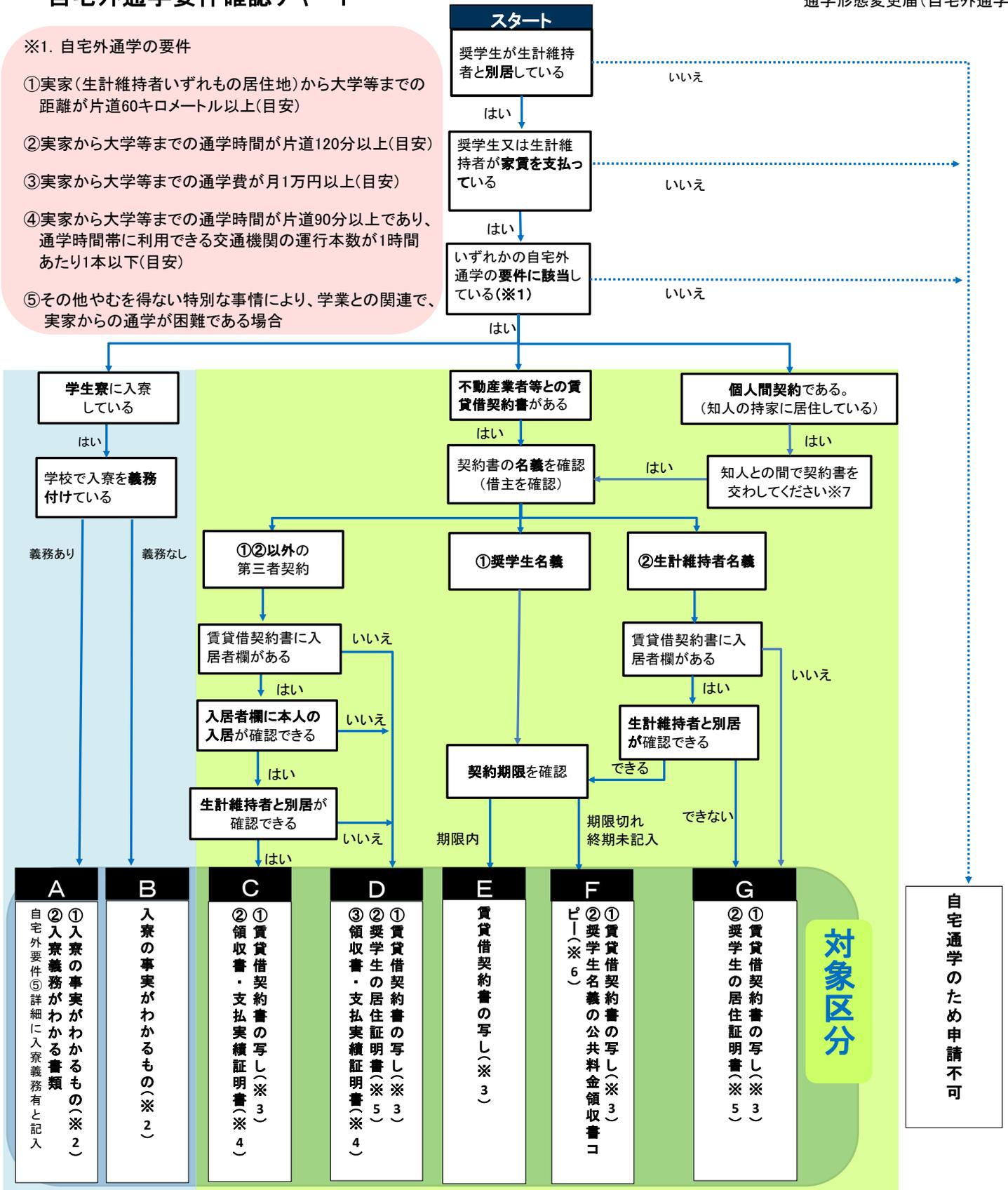
[受付時間:月～金曜日 9時～18時(祝日を除く)]

自宅外通学要件確認チャート

通学形態変更届(自宅外通学)

※1. 自宅外通学の要件

- ①実家(生計維持者いずれかの居住地)から大学等までの距離が片道60キロメートル以上(目安)
- ②実家から大学等までの通学時間が片道120分以上(目安)
- ③実家から大学等までの通学費が月1万円以上(目安)
- ④実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であり、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間あたり1本以下(目安)
- ⑤その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合



●各証明書類を調えるにあたっては裏面をご参照ください。

自宅外通学要件確認チャート(詳細)

※2	入寮の事実の証明	<p>在寮(入寮)証明書、入寮許可証など以下の4項目が記載されているもの [①奨学生氏名、②寮の所在地、③入寮日(または入寮期間)、④寮費(部屋代)の発生的事实] 支給始期年月より前から入寮している場合、支給始期年月以降の日付で学校が証明している必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寮費や入寮義務の証明は学校のパンフレットや寮の規則のコピーの添付でも可能 在寮証明書等に学校の担当部署による追記および学校の印を押印した証明でも可能 パンフレットや寮の規則は必ず学校名が確認できるものであること ・寮費(部屋代)が発生しない場合は自宅通学扱いとなる。(水道光熱費、食費、医療費、共益費は寮費(部屋代)とみなさない) <p>■機構で書式を準備しておりますのでご利用ください「入寮(入所)証明書」 「入寮(入所)証明書」は自立援助ホームの入所証明としても利用できます。</p>
※3	賃貸借契約書	<p>以下の5項目が確認できる箇所をコピーしたもの [①契約期間、②借主および貸主、③入居者、④家賃、⑤物件の所在地] 重要事項説明書や保証委託契約書のみの提出は不備になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労務契約で給料から家賃が差し引かれている場合は、賃貸借契約書に代えて労務契約書のコピーの提出でも可。 ・賃貸物件ではない他者の持家に入居している場合は個人間契約に該当(※7参照)
※4	領収書 又は 支払実績証明書	<p>奨学生又は生計維持者が自宅外通学を開始した年月に家賃を負担していることを証明する書類 以下の①～⑦の項目が記載されているもの [①宛名、②対象となる物件名(又は所在地)、③家賃を領収した旨、④金額、⑤何月分の家賃の領収書か(自宅外通学を開始した月の分であること)、⑥不動産業者(又は家主)の証明と押印、⑦発行日]</p> <p>※不動産業者発行の場合は賃貸借契約書に記載された不動産業者が発行したもの(不動産業者が変更になった場合は、変更したことが分かる書類(例:管理会社変更の通知等)の添付も必要)</p>
※5	居住証明書	<p>不動産業者又は家主が発行する、奨学生が生計維持者と別に居住していることを証明するための書類 以下の①～⑥の項目が記載されているもの [①所在地、②貸主及び借主、③入居者、④契約期間、⑤賃料、⑥本人と生計維持者が別居している旨の記載]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住証明書の提出が困難な場合は、入居申込書や火災保険等の保険契約申込書のコピーで代えることが可能。(※入居者欄に生計維持者の記載のないもの、被保険者が奨学生1名と確認できるもの) ・賃貸借契約書に記載のない不動産業者が発行した場合は、別途不動産業者が変更になったことがわかる書類(例:管理会社変更の通知等)の添付も必要 <p>■機構で書式を準備しておりますのでご利用ください「賃貸借契約証明書(個人間)兼居住証明書」</p>
※6	契約期間外の証明	<p>契約書の契約期間が切れている場合は以下のいずれかの追加書類が必要(自動更新欄の提示は不可)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該物件について奨学生名義の公共料金の領収書コピー(契約期間を更新した以降の月のもの) ※請求書は不可です ・家賃の領収書又は支払実績証明書(※4)(不動産業者又は家主発行、奨学生宛) ・奨学生の居住証明書(※5)(コピー可、不動産業者又は家主発行のもの) ・更新した賃貸借契約書の写し(※3)
※7	個人間の賃貸借契約	<p>親戚の持家に住んでいる等、賃貸借契約書が発行されない場合に自宅外通学の証明となるもの 奨学生又は生計維持者と家主間の賃貸借契約書に代わる取決めがわかるものの提出が必要 以下の①～⑧の項目が記載されているもの [①家賃を支払っている物件の住所、②奨学生氏名、③入居日、④契約期間、⑤月額家賃、⑥家主の署名、⑦本人の署名、⑧契約日]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出できない場合は自宅外通学であることを証明することができないため自宅通学とする <p>■機構で書式を準備しておりますのでご利用ください。「賃貸借契約証明書(個人間)兼居住証明書」</p>

自宅外通学を開始した年月とは、自宅外へ入居しかつ自宅外要件を満たした月のことです。

(例)2024/4/1に親元を離れた住居へ入居したが、家賃は2024/6/1から発生する。⇒自宅外要件を満たす月は2024/6となる。

(例)同居していた親が、2024/10/3に自宅外要件を満たす遠方に転居した。⇒自宅外要件を満たす月は2024/10となる。

(例)2024/4から自宅外通学だが、給付の始期が2024/10である。⇒自宅外要件を満たす月は2024/4だが、2024/10に自宅外通学をしている証明が必要。